

各種基準の現状等について

1 今後、条例による設定が必要とされる主な関係基準について

<p>幼保連携型認定こども園・地域型保育事業等の認可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園 現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とする。 ・ 地域型保育事業 国が定める「職員の資格、員数」等の基準を踏まえ、現行の類似事業や地域の実情を踏まえた基準を新たに設定する。
<p>給付の対象として確認を受ける施設の運営基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象を設定する。
<p>保育の必要性の認定に関する基準</p> <p>以下の3点について認定基準を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事由」：保護者の労働や疾病その他内閣府令で定める事由 「区分」：保育の必要量の区分（長時間認定または短時間認定） 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待の恐れのあるケースの子ども等

2 現行の保育関係基準（条例等）の主な規定内容について

<p>秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所に設けなければならない設備の基準 ・ 入所児童一人あたりの面積の基準 ・ 児童の年齢に応じた職員配置基準 ・ 1日あたりの保育時間の基準 ・ 保育内容は国が定める指針に基づくこと
<p>秋田市保育の実施に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の保護者が、当該児童を保育することができないと認められる場合の要件(就労や疾病)等について規定
<p>秋田市保育の実施に関する条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所手続き ・ 保育料の徴収、徴収金額 ・ 保育料の減免 ・ 届出事項